

令和7年7月7日招集

令和7年

第4回若桜町議会臨時会会議録

(令和7年7月7日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	上川 恭子		
書記	秋田 恵理香		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第53号 (専決第4号)	専決処分の承認について 令和7年度若桜町一般会計補正予算(第2号)	原案承認
2	議案第54号 (専決第5号)	専決処分の承認について 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の 町費負担に関する条例の一部改正について	原案承認
3	議案第55号 (専決第6号)	専決処分の承認について 特別職の職員等で非常勤のものとの給与に関する条例 の一部改正について	原案承認
4	議案第56号	令和7年度若桜町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
5	議案第57号	令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
6	議案第58号	業務委託契約の締結について	原案可決
7	議案第59号	財産の取得について	原案可決

令和7年第4回若桜町議会臨時会（第1号）

招集年月日	令和7年7月7日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応 招 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番		10 番	山 根 政 彦
不応招議員				
出 席 議 員	1 番	谷 口 貴	6 番	山 本 晴 隆
	2 番	森 田 二 郎	7 番	川 上 守
	3 番	梶 原 明	8 番	中 尾 理 明
	4 番	山 本 安 雄	9 番	小 林 誠
	5 番			
欠 席 議 員	10 番	山 根 政 彦		
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	上川 元張	副 町 長	川戸 伸二
	政 策 統 轄 監	武田 詢	総 務 課 長	山口由企夫
	福 祉 保 健 課 長	藤原 祐二	税 務 課 長	山本 賢一
	経 済 産 業 課 長	谷本 剛	企 画 政 策 課 長	中島 毅彦

令和7年第4回臨時会

会議の顛末 本会議（7月7日）

副議長（小林誠）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達していますので、令和7年第4回若桜町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、副議長において、梶原明議員、森田二郎議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3

議案第53号 専決処分の承認について、専決第4号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第53号 専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179

条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第53号 専決第4号の令和7年度若桜町一般会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に184万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億6,316万7千円とするものでございます。

歳入につきましては、財政調整基金繰入金184万4千円を、歳出では、町長議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る費用といたしまして184万4千円をそれぞれ追加いたしました。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認の程、よろしく願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第4

議案第54号 専決処分の承認について、専決第5号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について、議案第55号 専決処分の承認について、専決第6号 特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第54号及び議案第55号専決処分の承認について、でございますが、これは、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、

専決処分をした案件について、同条第3項の規定により、本議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

はじめに、議案第54号 専決第5号の若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、選挙運動費用の町負担額について、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第55号 専決第6号の特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

以上、ご報告を申し上げます。ご承認の程、よろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第56号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第56号 令和7年度若桜町一般会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ731万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億7,048万1千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金114万3千円を、県支出金では、鳥取県物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金14万8千円、鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金89万8千円をそれぞれ追加しております。

繰入金では、財源不足を補うため財政調整基金繰入金として312万5千円を、諸収入では、コミュニティ助成事業交付金200万円をそれぞれ追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて、ご説明いたします。

総務費では、町税過誤納還付金として税務総務費に137万4千円を、民生費では、生活困窮世帯等への家計負担激変緩和対策として物価高騰に係る生活困窮者世帯支援事業に29万6千円を、消防費では、鳥取県消防ポンプ操法大会への派遣強化費用として非常備消防費に18万円、耐震診断・改修に係る費用等として災害対策事業費に546万4千円をそれぞれ追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第6

議案第57号 令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第57号 令和7年度若桜町索道事業特別会計補正予算について、でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ955

万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,184万3千円とするものでございます。

歳入につきましては、雑入に令和6年度分指定管理納付金に、歳出につきましては、補填金として前年度繰上充用金にそれぞれ95万4千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第58号 業務委託契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第58号 業務委託契約の締結について、でございますが、これは、若桜町IRU告知システム等更改業務の契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、1 業務名、若桜町IRU告知システム等更改業務（3年目）。2 業務場所、八頭郡若桜町地内。3 契約の相手方、鳥取県鳥取市湯所町2丁目258番地、NTT西日本株式会社 鳥取支店 支店長 田中道雄。4 契約金額、金70,739,680円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。5 契約の方法、随意契約。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第59号 財産の取得について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。上川町長。

町長（上川元張）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第59号 財産の取得について、でございますが、これは、財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものであります。

その内容は、1 財産の内容、マルチタスク車両1式。2 契約の方法、随意契約。3 契約の相手方、東京都千代田区丸の内三丁目3番1号、MONET Technologies 株式会社、代表取締役社長兼CEO 清水 繁宏。4 取得金額、金10,438,430円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。5 取得の目的、オンラインによる遠隔診療や公的証明書発行機能を搭載したマルチ車両を整備し、遠隔診療や出張行政サービスを受けられる環境整備を図る。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

副議長（小林誠）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時30分 再開

副議長（小林誠）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第53号 専決処分の承認について、専決第4号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり承認されました。

議案第54号 専決処分の承認について、専決第5号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり承認されました。

議案第55号 専決処分の承認について、専決第6号 特別職の職員等で非常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり承認されました。

議案第56号 令和7年度若桜町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり
可決されました。

議案第57号 令和7年度若桜町索道事業特
別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり
可決されました。

議案第58号 業務委託契約の締結について、
を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり
可決されました。

議案第59号 財産の取得について、を議題
とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり
可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第4回若桜町議会臨時会を閉会し
ます。

ご苦労さまでした。

午前10時36分 閉会